令和2年度定期監査等の結果に基づく措置内容

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知年 月 日
企画財政部	企画政策課	許可を受けた者が使用料を利用日までに納付すると規定されており、利用許可について、規則では、利用を許可したときは利用許	あま市正則コミュニティセンター条例施行規則第5条第2項の規	R4. 1. 7
市民生活部	保険医療課	国民健康保険税の返還金は、国民健康保険税(資産割額に限る。)に係る過誤納金のうち地方税法の規定により還付し得ない過誤納金が生じた場合に、還付不能金に利息相当額を加算して返還するものである。 返還金を支払った事例の一部において、利息相当額の算出を誤り、返還金が過少となっていたので、適切な事務処理に努められたい。	月25日に不足額の支払いを完了した。 今後の算出誤りが発生しないよう、還付不能金額並びに利息の 始期及び終期を入力することで、利息相当額が算定できる計算	
市民生活部	環境衛生課	コミュニティプラザ萱津浴場水質検査業務について、採水業務を除き、水質検査の主要業務が再委託されていた。また、契約書には再委託の禁止事項について規定されていなかった。 業者の選定に当たっては、業務全体を履行できる業者を選定するとともに、契約書には原則再委託を禁止する旨の条項を記載されたい。		R3. 4. 9
市民生活部	環境衛生課	廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料について、許可申請時に許可申請手数料を納入しなければならないと規定されているが、許可書交付時に徴収する運用が行われていた。 市公式ウェブサイトにおいても誤った告知がされていたので、改善されたい。		R3. 4. 9

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知年 月 日
市民生活部	環境衛生課	コミュニティプラザ萱津の利用許可の手続について、利用日の 属する月の3か月前から利用許可申請を受け付けているが、利用 許可書の発行は利用日当日(利用日が複数の場合はそれらの日の 初日)に行い、使用料も利用日当日に徴収する運用が行われてい た。 申請日から許可日まで最大で3か月を要していることから、利 用許可申請を受けたら速やかにその可否を決定するとともに、許 可日に合わせて調定して納入通知書を発するよう改善されたい。	市会計事務取扱要領に定められた納期限の納付書を発付することとした。	
市民生活部	環境衛生課	コミュニティプラザ萱津使用料について、減免を受けようとする者は減免申請書を提出しなければならず、減免を決定したときは減免決定通知書により通知すると規定されているが、減免申請書が徴取されていない事例、減免申請書は徴取されているが減免決定通知書による通知がされていない事例があった。	決定通知書を通知することとした。	
福祉部	子育て支援課	保育園給食費(園児副食費)の督促は、督促状により行わなければならないと規定されているが、口頭による催促のみで督促状は発せられていなかった。 保育園と調整して督促状を発するよう、適切な事務処理に努められたい。	督促状のひな形を作成、徴収台帳を修正することにより、各保育園にて書面で督促状を発行できるよう事務処理を改めた。	R3. 8. 10
福祉部		児童手当返還金、児童扶養手当返還金、市遺児手当返還金、保育園運営費負担金及び放課後児童健全育成事業負担金の返還決定通知書又は督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。		
福祉部		保育園運営費負担金及び放課後児童健全育成事業負担金について、一部において時効により消滅した債権も含めて催告されている事例があった。 公債権は、時効の援用が不要であり、時効期間経過後、絶対的に消滅することとなるため、消滅時効となる時期を的確に把握されたい。	こととした。	R3. 8. 10
上下水道部	下水道課	下水道事業受益者負担金の督促について、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないところ、当初の納期限が記載されていた。	次回の督促状の発送が令和3年8月に予定されており、その発送分より督促によって納付すべき指定納期限を記載するようにした。	R3. 7. 21
上下水道部	下水道課	下水道事業受益者負担金の督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。 2	令和3年8月に発送予定の督促状より不服申立ての教示をするようにした。	R3. 7. 21

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知年 月 日
教育部	生涯学習課	七宝公民館使用料について、減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならないと規定されているが、減免申請書を徴取せず減免の承認が行われていた。	令和3年4月1日以降に減免を受けようとする者から利用予約申請があった場合は、減免申請書を徴取するようにし、決裁後、承認又は不承認の旨を申請者に通知した。	R3. 5. 22
教育部	生涯学習課	七宝公民館使用料を収入するときは、利用許可に合わせて調定を行い、利用者に対して納入の通知を行うものであるが、使用料の納付後に調定が行われていた。 納付後の調定が認められるのは、性質上納付前に調定できない歳入に限られているため、事前に調定するよう適切な事務処理に努められたい。		R5. 2. 8
教育部	生涯学習課	会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、一般に利用し得る最短の経路の長さによる通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給されることとされているが、一部において実際の通勤距離を用いて算定したことにより、支給すべき費用弁償が過支給となっている事例があった。 費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。	れた。	
市民生活部	健康推進課 (甚目寺地域福 祉センター)	る者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならないと規定されているが、減免申請書が徴取されておらず、減免団体の一	あま市社会福祉協議会においては、令和2年11月以降に減免 対象の団体から利用予約申請があった場合は、減免申請書を徴取	